

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市中京区神明町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	経年防火水槽充填工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	道路建設課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	53
充填工	m3	196	標識撤去工	基	3
ブロック舗装工	m2	1.2	排水性舗装工	m2	175
区画線工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、緊急輸送道路下にある老朽化した防火水槽の埋戻しを行い、震災時の道路機能を確保するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回		円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回		円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回		円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回		円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	04:道路改良工事	
施工地域等補正	一般交通影響有り（1）－2	1.3
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	一般交通影響有り（1）－2	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
道路土工	掘削工	処分費 (夜間)	廃路盤材		m3	6,120	処分費	管理費区分T
充填工	充填工	防火水槽充填 (夜間) No. 1～4	コンクリートポンプ車打設(トラック架装・ブーム式, 圧送能力40～50m3/h)		m3	26,440	材工共	材料費にはロス率等7%を見込んでいる。
充填工	充填工	開口部補強 (夜間)	800×800×t3.2		箇所	9,019	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	処分費	廃プラスチック類		t	60,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路改良			式	1				
道路土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削 （夜間）		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準以外)	m3	6				(概)
埋戻し （夜間）		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模)	m3	4				(概)
廃路盤材運搬 （夜間）		機械積込,10km以上20km未満	m3	6				(概)
処分費 （夜間）		廃路盤材	m3	6				
水替工			式	1				
水替工			式	1				
ポンプ組立・撤去 （夜間） No. 1, 3, 4			箇所	3				(概)
ポンプ運転 （夜間） （参考数量）No. 1, 3, 4		0以上40(m3/h)未満,作業時排水	日	3				(概)
側溝清掃車運搬 （夜間） No. 1～4		22.0km以下,建設汚泥（泥水）	m3	35				(概)
処分費 （夜間）		建設汚泥（泥水）	m3	35				

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
充填工			式	1				
充填工			式	1				
防火水槽充填 (夜間) NO. 1～4		コンクリートポンプ車打設(トラック架装・フォーム式, 圧送能力40～50m3/h)	m3	196				
開口部補強 (夜間)		800×800×t3.2	箇所	4				
構造物撤去工			式	1				
標識撤去工			式	1				
標識撤去		単独柱(基礎含む), 3～4基, 標識板撤去含む	基	3				(概)
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し (夜間)		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	1				(概)
舗装版切断 (夜間)		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cmを超え30cm以下	m	32				(概)
舗装版切断 (夜間)		舗装版種別:アスファルト舗装版, アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	100				(概)
舗装版破碎 (夜間)		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:15cmを超え35cm以下	m2	14				(概)
舗装版破碎 (夜間)		舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:15cm以下	m2	16				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工			式	1				
殻運搬 (夜間)		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				(概)
殻運搬 (夜間)		殻種別:アスファルト殻(掘削)	m3	5				(概)
殻運搬(路面切削) (夜間)		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	8				(概)
殻処分 (夜間)		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	1				
殻処分 (夜間)		殻種別:アスファルト殻(掘削)	m3	5				
殻処分 (夜間)		殻種別:アスファルト殻(切削)	m3	8				
廃プラスチック運搬		人力積込含む, 5km以上10km未満	kg	26				(概)
処分費		廃プラスチック類	t	0.026				
現場発生品運搬 (鉄蓋)		トラック機種:クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 片道運搬 距離:3.0km以下, 積込・荷卸含む	t	0.34				(概)
現場発生品運搬 (スクラップ)		トラック機種:クレーン装置付2t級, 吊能力2.9t, 片道運搬 距離:7.0km以下, 積込・荷卸含む	t	0.05				(概)
スクラップ 控除		ヘビークーラーH3	t	-0.05				
舗装			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装工			式	1				
アスファルト舗装工(仮復旧)			式	1				
上層路盤(車道・路肩部) (夜間) No. 1	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:150mm	m2	4					(概)
表層(車道・路肩部) (夜間) No. 1	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:70mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	4					(概)
上層路盤(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	路盤材種類:再生粒度調整碎石 RM-30, 仕上り厚:170mm	m2	12					(概)
基層(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	12					(概)
表層(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	12					(概)
排水性舗装工			式	1				
上層路盤(車道・路肩部) (夜間) No. 1	路盤材種類:再生アスファルト安定処理(25), 平均幅員:1.4m以上3.0m以下, 仕上り厚:120mm(2層施工)	m2	4					(概)
基層(車道・路肩部) (夜間) No. 1	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	4					(概)
排水性舗装・表層(車道・路肩部) (夜間) No. 1	平均施工幅員:2.4m以上, 仕上厚:50mm, 導水パイプ:無し, ポーラスアスコン(13)	m2	4					(概)
上層路盤(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	路盤材種類:再生アスファルト安定処理(25), 平均幅員:1.4m以上3.0m以下, 仕上り厚:100mm	m2	12					(概)
基層(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	12					(概)

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
中間層(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0m以下	m2	12				(概)
排水性舗装・表層(車道・路肩部) (夜間) NO. 2, 3, 4	平均施工幅員:2.4m以上, 仕上厚:50mm, 導水パイル:無し, ポーラスアスコン(13)	m2	12				(概)
切削カーレー (夜間) No. 1～4	7cm以下, 1層, 無し, 50mm, ポーラスアスコン(13), 2.0t/m3, タックコート	m2	159				(概)
ブロック舗装工		式	1				
下層路盤(歩道部) NO. 1, 2	仕上り厚:100mm, 施工区分:1層施工, 材料:再生クラッシュ RC-30	m2	1				(概)
透水シート (材料費) NO. 1		m2	0.5				(概)
インターロッキングブロック舗装 NO. 1	ブロック規格:特殊品 直線配置3色色合 厚8cm, 敷材種類:砂(クッション用), 敷材厚:30mm, 施工規模:100m2未満	m2	0.5				(概)
インターロッキングブロック舗装 NO. 2	ブロック規格:特殊品 直線配置3色色合 厚6cm, 敷材種類:空練モルタル(高炉), 敷材厚:20mm, 施工規模:100m2未満	m2	0.7				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 (夜間) No. 1, 2	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	20				(概)
溶融式区画線 (夜間) No. 4	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セアラ 30cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	6				(概)
溶融式区画線 (夜間) No. 3	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セアラ 45cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	120				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 (夜間) (矢印直線)No. 1		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	2				(概)
溶融式区画線 (夜間) (矢印左折)No. 1		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 (夜間) (自転車)No. 4		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
矢羽根 (夜間) N0. 4		800×1600,排水性As	箇所	1				(概)
溶融式区画線(仮復旧) (夜間) (参考数量)No. 3		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:セグ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	2				(概)
道路付属施設工			式	1				
道路付属物工			式	1				
車線分離標 (夜間)		車線分離標規格:φ80×650(貼付式),施工区分:固 定式(貼付式),手間+材料費,施工規模:10本以上30 本未満	本	13				(概)
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員 (夜間)		A	人日	15				
交通誘導警備員 (夜間)		B	人日	81				
交通誘導警備員		A	人日	2				

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		B	人日	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 33.9%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				
建設機械運搬費		運搬区分:路面切削機(ホイール廃材積込付)2.0m, 片道 運搬距離:2.5km, 無, 無	台	2				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	経年防火水槽充填工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 経年防火水槽充填工事

工事場所 京都市中京区神明町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点对象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>

2 現場条件に関する事項

第4条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、実施しようとする工事の内容について正確に把握を行うこと。その上で、設計書・図面を照査し、施工計画書を作成の上、施工数量をまとめて事前に監督職員と協議するものとする。
- 2 地域住民及び通行車両等からの苦情や要望等については、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 隣接する地元関係者(官公庁等も含む)との協議、施工区域、施工時間、施工日等に関する事項については、請負者独自で判断してはならない。必ず監督職員に報告し確認を受けること。
- 4 施工時に施工方法や条件などに変更が必要となった場合は、監督職員と協議することができる。
- 5 本工事の引渡しが完了するまでの間、現場代理人は監督職員と常時連絡が取れる体制を取ること。
- 6 日々の作業後に、防火水槽の蓋を必ず閉めて終了すること。その時、中に作業員が残っていないか確認をすること。

第5条（工事中の安全確保）

酸素欠乏・有毒ガス等に対する安全管理

- 1 本工事は酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選定し施行計画書に記載すること。
- 2 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、日々の作業前に酸素欠乏空気・有毒ガスの有無を測定し、記録・保存を行い、監督職員が提示を求めた場合は測定記録を提示すること。
- 3 換気等の対策が可能な場合は常時換気を行い、換気の行えない場合は呼吸用保護具等を必ず身に着けること。
- 4 作業中、酸素欠乏や有毒ガス等が発生した場合、直ちに必要な措置を行い、速やかに監督職員に連絡すること。

第6条（経年防火水槽内の排水について）

- 1 受注者は、水槽内の沈殿している建設汚泥を除いた水を排水するにあたり、排水手続きについて、京都市上下水道局下水道管路管理センター（きた、みなみ）と事前に協議を行うこと。
- 2 排水場所は、原則として公共下水道排水口とする。なお、本工事においては、ポンプによる排水を行う。

第7条（施工手順について）

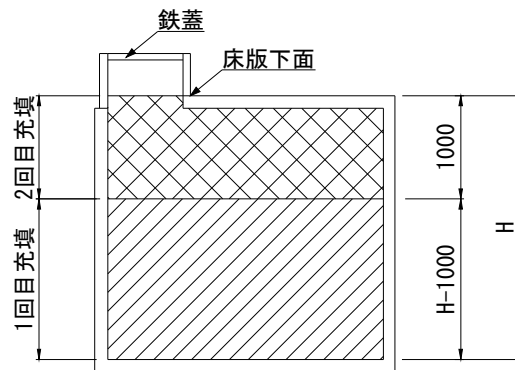
- 1 本工事は、下記フローの通り施工を行うこと。養生、経過観察期間については、日数を厳守すること。

水替工→充填工①→充填工②→養生期間2週間→仮復旧→経過観察30日→本復旧

充填工はブリージングによる減少が見込まれるため、2回（2日）に分けて充填を行う。1回目の充填高は、水槽の床版下面から1mとし、監督職員に写真等で報告を行うこと。

- 2 経過観察30日の期間については、定期的に観察すること。舗装の陥没等の問題が生じた場合は、速やかに対応すること。

充填工計画図



第8条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は夜間施工とし、標準的な作業時間帯は21時～翌日6時とする。ただし、警察等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
構造物撤去工	標識撤去工	標識撤去	8時00分～17時00分	
舗装工	ブロック舗装工	下層路盤（歩道部）	8時00分～17時00分	
舗装工	ブロック舗装工	インターロッキングブロック舗装	8時00分～17時00分	

第9条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第10条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。
- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成 人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
箇所No.1 (充填工、仮復旧、本復旧)	4名	交通誘導警備員B 4名	夜 間	無
箇所No.1 (標識撤去)	1名	交通誘導警備員B 1名	昼 間	無
箇所No.2 (充填工、仮復旧、本復旧)	4名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 3名	夜 間	無
箇所No.2 (標識撤去)	1名	交通誘導警備員A 1名	昼 間	無
箇所No.3 (充填、仮復旧)	6名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 5名	夜 間	無
箇所No.3 (本復旧)	7名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 6名	夜 間	無
箇所No.4 (充填工、仮復旧、本復旧)	5名	交通誘導警備員A 1名 交通誘導警備員B 4名	夜 間	無
箇所No.4 (標識撤去)	1名	交通誘導警備員A 1名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第11条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
充填工	防火水槽充填 (夜間)	流動化処理土 (配合報告書による)

第 12 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者 (又は監理技術者、或いは監理技術者補佐) 又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 13 条 (経年防火水槽内の充填材料等について)

- 1 充填材料は、流動化処理土を充填するものとし、設計図書の定めによるほか、監督職員の指示に基づくものとする。
- 2 充填材料の施工手順は、施工計画書に明記するものとする。
- 3 充填材料の配合は、第 14 条 (品質管理試験) を標準とする。使用に際しては、配合計画書について事前に監督職員の承諾を得ること。
- 4 使用した充填材料について、品質管理試験 (報告書作成含む) を実施すること。

第 14 条 (品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準 (品質管理基準及び規格値) に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
防火水槽充填工	流動化処理土の規定	密度 (単位体積重量)	1.2t/m ³ 以下	配合報告書による
		フロー値	160mm 以上、1 回/日	
		ブリーディング率	3% 未満	配合報告書による
		一軸圧縮強度	1.0N/mm ² 以下 (200～300KN/m ² と同等品) 材齢 28 日 3 本/1 日	
		固化材の種類	高炉セメント	配合報告書による

第 15 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとする。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、不可視部分等の判別ができる図面と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。

4 建設副産物に関する事項

第 16 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
廃路盤材	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 78 番地	設計運搬距離 L = 11.7km
建設汚泥 （泥水）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府宇治市槇島町吹前 21 番地他	設計運搬距離 L = 14.4km 設計単位体積重量 $\gamma = 1.1\text{t/m}^3$
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑 1 番 1	設計運搬距離 L = 17.9km

アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地 1	設計運搬距離 L = 13.1km
アスファルト塊 (切削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町 18 番地 1	設計運搬距離 L = 13.1km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽卯ノ花町 35 番地	設計運搬距離 L = 6.8km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH3)	京都市南区上鳥羽鉾立町 4 番地	設計運搬距離 L = 6.1km

4 鉄蓋について

受注者は鉄蓋について、京都市消防局の所有であるため返納すること。なお、現場発生品の仮置きとしての搬出先は、京都市役所を想定している。

	受入場所	備 考
鉄蓋	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地	設計運搬距離 L = 2.5km

第 17 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結

時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第18条（工事書類の提出）

- 1 請負者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。
- 2 出来形数量は、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って算出し、「土木工事施工管理基準及び規格値」の規定に基づき関係書類を提出しなければならない。また、設計変更の対象となる工種がある場合は、原則として、出来形図書を工期の1.5カ月前までに提出すること。
工程の影響により、資料の提出が遅れる場合は、その旨を監督職員に報告し、提出期限及び資料内容は監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事の完成図（出来形図）については、正確詳細に作成すること。
- 4 完成図は、出来形測量に基づく設計値を表示するものとする。ただし、実測寸法が土木工事施工管理基準及び規格値の範囲内であれば設計寸法を記入し、範囲外の場合は実測寸法を記入するものとする。

また、図面についてはCADによる製図とし、その他データと併せて電子媒体及び紙媒体により

提出するものとする。なお、提出に際しては必ずウィルスチェックを行うこととする。

5 本工事における完成検査に必要な書類は、工期末の2週間前までに提出すること。

第19条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第20条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査

に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第21条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

京都市中京区神明町他地内

